

女性活躍推進法に基づく
社会福祉法人 神原苑 行動計画（一般事業主行動計画）

男女ともに全従業員がその能力を発揮でき、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1.計画期間 令和4年4月1日～ 令和9年3月31日までの5年間

2.目標と取り組み内容・実施時期

年次有給休暇の取得率を60%以上とする。

〈対策〉

各年 8月 前年の有給休暇取得状況を取りまとめる。

各年 9月 各事業所管理者に取りまとめた情報を報告し、指導する。

女性の活躍に関する情報公開について 2022.1 現在

- ・職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備

労働者のひと月当たりの平均残業時間 3.63 時間

有給休暇取得率(令和 2 年度) 49.91%